

# 日本記者クラブ会報

第124号  
1980年  
6月10日発行

東京都千代田区内幸町二ノ二ノ一  
プレスセンタービル9F 電話 100  
社団法人 日本記者クラブ 発行  
電話 五〇三一二七二(代)

## 剰余金の処分案を採択

### 昭和五十五年度通常総会で

五月二十三日午後四時半から当クラブの昭和五十五年度(第十五回)通常総会が開かれ、昭和五十四年度

事業報告、同収支決算報告が承認され、また昭和五十五年度の日本記者クラブ賞受賞者の疋田桂一郎氏を名誉会員に推すことを決定した。

昭和五十四年度の収支決算は、会員増による会費収入の増加と支出を極力おさえたことなどにより二千三百万円をこえる剰余を生じたが、諸積立金に積み立てるほか約二百五十万円を本年度予算に繰越すことに決した。(五ページ参照)

#### 疋田氏を囲み会員懇親会

総会にひきつづき日本記者クラブ賞の表彰式が行われ、酒井理事長から疋田氏に賞状と副賞として金一封

と昭和五十五年度日本記者クラブ賞と彫ったクラブのマーク入りの金製カフスとタイピンのセットが贈呈された。(写真上) また同日午後六時から会員懇親会が開かれ、会員約八十名が出席し、あいさつに立った疋田氏を囲んで懇談した。

#### 華総理を迎え記者会見

本年度当クラブの最大の行事とみなされる華国総理を迎えての記者会見は、五月二十九日午後四時から日本プレスセンタ―十階のホールで酒井理事長の司会のもとに開かれ、四月に日本新聞協会訪中団の一員として華総理と会見した山内大介氏(クラブ理事・総務委員長)が代表質問を行った。クラブ会員約三百名に同行記者、外国特派員、カメラマンなどを加えておよそ四百名が出席した。なお会見出席希望者が多数にのぼったため、申し込み順に受け付

けてはみ出した会員があつたにもかかわらず、当日になって無断欠席者が出て、会場に空席が幾つかできたのは遺憾だった。

#### 衆参同時選挙に対応

当クラブでは参院選に備えて六月中旬に各党幹事長、書記長の会見を予定していたが、総選挙が同時に行われることとなったため急ぎよ予定を繰りあげ、六月上旬に各党の選挙対策を聞く記者会見を連続して開催することにした。

#### 会員名簿を作成、発送

五月一日現在で、新しい会員名簿を作成、二十二日に全会員に送った。なお次回発行は十一月の予定。

#### 六月一日現在の会員状況

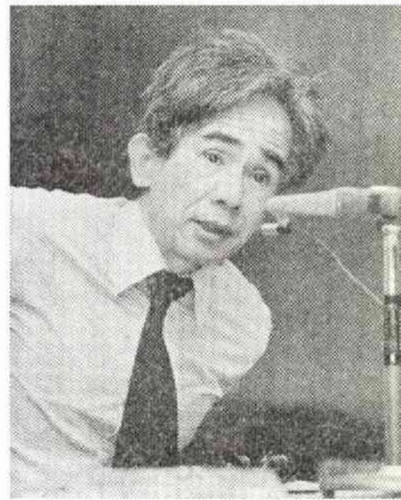
法人会員	一四二社
基本会員	六一八人
個人会員	八七四人
法人・個人賛助会員	四四社
特別賛助会員	一二九人
名誉会員	五四人
計	一八六社 一、六八四人

日ごろ記事を書き、取材で歩いている間に、ひとつ、気になってならないことがあります。世間の各界各層の方々から聞かされる新聞不信の声です。「どうも近ごろの新聞は困る」という、さまざまな指摘です。私の実感では、これが年々厳しくなつて来ているような気がしますし、私たち新聞人が仲間うちで想像している以上に広く世間に行きわたっていることではないか、と思われれます。いったい今日の新聞不信の由来は何なのか。私なりの考えはありますが、同時に、私たちはこれにどう対処したらよいか、いろいろ考えてまいりました。

55年度日本記者クラブ賞

受賞の言葉

足田 桂一郎  
(朝日新聞社 編集委員)



形成する情報や主張が伝えられていない。こういう偏りが、そのつど当事者をいらいらさせ、憤激させている。その積み重ねが新聞不信の声として拡大してきたのだと思われれます。「わたしの言い分」欄に登場していただいたのは、第一は、このような事件や問題の当事者でした。広いスペースでたっぷり語ってもらおうわけです。

論評の大勢とは反対の視点を出していくように心がけている。ものごとの底流を見誤らないように、常時そのつもりで身構えている。それを『わたしの言い分』欄の担当者の勤めとする。ないしは、そういう場面での反対意見の論者の登場を待ちうける一つの窓を、つねに世間に向けてあけておきたかったのです。しかし、当事者のいら立ちと憤りは大きな問題や事件だけではありません。私の考えるところでは、一般に、世間のほうが新聞に求めている情報の正確さ公正さの水準と、今日の新聞が

ふうなことはないか。そこで『わたしの言い分』欄では、政治、経済、社会、文化、スポーツ、風俗、なるべく広範囲にわたって、ふだんはあまり新聞に出て来ないような意見、どちらかと言えば少数意見をさがして紹介している。多角的、多面的な論争と論証の場としたい。こう考えて連載の回数を重ねてまいりました。

長いあいだ考えてきたことの、いわば一つの帰結が『わたしの言い分』という紙面企画でした。今も週一回ずつ連載してらるインタビュの欄です。

正確な情報を伝えること。公正な報道ということ。いうまでもなく私たちは日夜休まずに努力しているわけですが、それでも、しかしこれが時に偏ることがある。十分に気をつけてはいるが、どうしても報道が一面的になって、事件なり事象、問題のもう一方の半面を

この種の偏りが、時として新聞各紙からテレビ、雑誌をふくめた雪崩現象的な大変おそろしいことです。「わたしの言い分」という欄を常設することによって何とか雪崩現象が起こった時の見張り役としたい、と次に私は考えました。つまり、新聞社の編集局のなかで、常時だれか一人は、日ごろから意図して報道なり

こたえている情報の質との間に、多少のズレがあるのではないか。世間で実生活者が常識的に描いている世界像と、新聞が映している世界像との間に、少し隙間があいてはいないだろうか。あるいは、ものごとをより多角的、多面的な鏡で乱反射させなければ、今日の読者は満足してくれない。ところが新聞は依然として一枚の鏡ですべてを映している、という

果たして私の思っていたことが少しでも実現できたか、どうか。各回のインタビュそれぞれに不満が残りました。また、記事の性質からいって、当然、くそ真面目な、硬い連載になりました。地味で目立たない記事でよいのだと、私は考えておりました。このたび、このような記事に注目していただけたことを、私はとても嬉しく思っております。

(写真は朝日新聞東京本社提供)

略歴 大正十三年十月十九日生まれ。京都大学法学部卒業後、昭和二十六年朝日新聞入社。社会部員、編集委員を経て、四十五年論説委員として「天声人語」を執筆、五十四年東京本社編集委員(役員待遇)となる。

# 入会基準改革にご提案を

## — 頭が痛い会員“満杯”予想 —

会員資格委員長 中 江 利 忠

日本記者クラブの存在価値が内外

基本 六一八名(法人一四二社)

ともに高まったことは同慶の至り

個人A 四三六名

ですが、立派な設備を整えた当クラ

〃 B 四〇名

ブの収容力をもってしても、会員数

〃 C 一八〇名

の増加にそろそろたえられない状態

〃 D 二一八名

を予想せざるをえなくなってきたこ

法人賛助 八七名(法人 四四社)

とが、頭痛の種です。各記者クラブ

個人〃 四二名

の“声”にも出てきていますよう

特別〃 五四名

に、若い一線記者の「もっと利用で

名譽 九名

きるようにしてほしい」との要望に

計 一六八四名(法人一八六社)

も答えなければなりませんし、会員

この一六八四名という会員数は、

の資格審査を主な役割にしている私

当クラブ発足(四十四年十一月)当

たちも、総務委員会と連携しながら

初の八五七人から、現在地に移転

入会制度などの総合的な再検討にか

(五十一年七月)して収容力を増し

かりたいと考えております。

た時点での一三九九人(いずれも翌

### 十年間で会員数は倍増

きたものです。移転前はプレス法人

今年五月二十六日現在の会員数は

と現在の基本(法人会員一口あたり

次のようになっていきます。

二人)、個人A(東京在勤の報道部

門)、個人B(地方在勤の報道部

および個人Dのうちの一部OB、マスコミ研究者に相当する会員だけだったのが、移転後は外人記者を迎えたほか個人C(非報道部門)と、関連・一般企業、政府・政党・外国機関の広報関係者などを対象とする法人・個人・特別賛助、日本記者クラブ賞受賞者の名譽会員が加わった形になっています。

職後も法人会員社を中心に報道・評論活動に携わっている者 ③法人賛助は特に結びつきの濃いマスコミ関連企業、ニュースソースたりうる法人 ④個人賛助は一人法人につき六人 ⑤特別賛助は官庁、政党の広報担当者、ニュースソースとしての価値が大きい学者、芸術家、弁護士などというものです。

総会員数は十年間にほぼ倍増したわけで、このところ三ヶ月平均で十五人前後ずつ増えていますので、このままいけば再来年初めには二千人を突破して、会員の利用次第ではクラブ・ルームがあふれかえる事態も予想されます。

特に個人Dに入会申請されるOBの方々には申し上げにくいところですが、この審査基準に従ってお受けしかねる場合が出てきますし、このまま“満杯”になりますと、審査基準に合っていないも空きが出るまでしばらくお待ちいただくウェイティング・リスト方式まで検討せざるをえなくなるのではないかと心配しております。

### 長期的、総合的な改革を

いづれにしても、一線記者の利用

そこで当委員会では昨年秋、一応満杯の会員数を二千人と想定しながら、入会審査の基準をやや厳しくする案を決め、今年二月の理事会で承認していただきました。その内容は①個人Cは部長職以上 ②個人DのOBは基本・個人Aの部長職以上のOB、法人会員社に二十年以上勤続して過去十年以内に退職した者、退

拡大の道を会員制度の中で切り開いていく問題と合わせて、資格委員会としてできる範囲で長期的、総合的な改革を進めたいと思っております。会員各位や関係の非会員からも具体的なご提案をいただきますよう、お願いしておきます。

(朝日新聞東京本社 編集局長)

# こんな旅でした



## 華国総理会见日本新聞界朋友 希望中日友好大桥更加堅固

日本記者クラブ訪中団  
団長 広瀬 一郎

華国総理の会見は、国交正常化後、初めて日本記者団が北京で開かれた。記者団は、華国総理の会見で、中日友好の発展と、中日友好の発展を希望する。記者団は、華国総理の会見で、中日友好の発展と、中日友好の発展を希望する。記者団は、華国総理の会見で、中日友好の発展と、中日友好の発展を希望する。

四月十四日午後、成田から上海へ。二十八日夕、北京から成田へ。その、まる十四日間に、二十二カ所の工場、大学、博物館、養老院などを視察、十七地点を観光し、華国総首相との会見を含め九回の会見、公式会食に出席した。計、四十八項目の日程をこなした(別項)のだから、あとで数えて、われながら驚いた。

中国の国内旅行は、すべて陸路だった。汽車に乗る。四月十四日午後、成田から上海へ。二十八日夕、北京から成田へ。その、まる十四日間に、二十二カ所の工場、大学、博物館、養老院などを視察、十七地点を観光し、華国総首相との会見を含め九回の会見、公式会食に出席した。計、四十八項目の日程をこなした(別項)のだから、あとで数えて、われながら驚いた。

こと四回、うち三回は夜行寝台車である。十五時間の夜行一回、十時間二回。要するに、大へんな強行スケジュールだったが、一行十六名、一つのトラブル、病気もなく、無事に帰ってきた。正直いって、トヘトヘだったが、帰国の翌日から飛び石連休が始まったので助かった。ヤマ場は三つあった。日程順でいって①揚州での鑑真和上像歓迎行事と像初公開に立ち合ったこと②北京での華国総理会见③瀋陽を中心に鞍山、撫順の旧満州工業地視察——である。①は予想外の盛況で、いかなれば千載一遇であった。②は、時期を同じくした日本報道代表团(団長・大軒新聞協会会長)と相乗り、というよりも、便乗に近い形で、それでも同格で出席でき、成功した。③は、北京での華国総理会见が早ま

ったために、立案の途中で、おマケにつけられたような日程だったが、それにしても濃密な内容の成果を得た。日本出発前には、全体のスケジュールが具体的にはわからない。目的地に着いたところで、きょう、あすの日程は……と説明を受ける。それは、中国旅行の常である。私たちの場合もそうで、そういう地域的分割方式が、全体のスケジュールを、よりハードにした。

しかし、むろん、うらんではない。い。それどころか、おかげで充実した旅ができた。感謝するのみである。日中友好の強化と、日本記者クラブへの理解を深めたことの二つで、お返しとしたい。

和上像歓迎大会、大運河、歓迎宴(19日)大明寺(鑑真和上像法要)、瘦西湖公園。バスで南京へ、玄武湖公園。列車(夜行寝台車)で北京へ(20日)北京着、民族飯店。天壇、故宮、外交部・新聞司招宴(21日)北京自動車工場、華首相会见、観劇(22日)北京大学、人民公社(四季青)、返礼宴(仿膳)(23日)万里長城、明十三陵。列車(夜行寝台車)で瀋陽へ(24日)瀋陽着、遼寧賓館。瀋陽大型機械工場、周恩来記念館。遼寧省などの招宴(25日)列車で鞍山へ。化繊紡織工場、鞍鉄、千山、湯崗子温泉、招宴。列車で瀋陽へ(26日)遼寧実験中学、北陵公園、玉石工場、羽根細工工場、観劇(27日)バスで撫順へ。石油第二精製工場、養老院、大伙房ダム、露天掘炭鉱。バスで瀋陽へ。瀋陽から列車(夜行寝台車)で北京へ(28日)北京着、頤和園で遊覧および外国投資管理委員会外資管理局長レクチャー。夕、北京空港から帰国。

(東京新聞 論説主幹)

議事終了のち、朝日新聞の正田桂一郎氏に對する日本記者クラブ賞の贈呈式が行われ、午後五時三〇分閉会。  
午後六時からクラブ・レストランで、正田氏を囲み、会員懇親会が行われた。

第15回通常総会

(昭和55年5月23日(金) 日本記者クラブ記者会見室)

社団法人日本記者クラブの第15回通常総会は、出席法人会員三〇社、委任法人会員九二社、計一二二社の出席をもって成立(定数七七一社)、定款二三条により酒井理事長を議長に選出して、午後四時三〇分、クラブ記者会見室で行われた。

昭和五十四年度事業報告(前号既報)ならびに同収支決算、十周年事業収支決算(別表参照)を理事会原案どおり了承後、本年度日本記者クラブ賞受賞者・正田桂一郎氏(朝日新聞社編集委員)を名誉会員とすることを決定した。

昭和54年度一般会計収支計算書

自昭和54年4月1日 至 昭和55年3月31日 △印は不足

科 目	予 算 額	実 算 額	対 比
〈収 入〉			
プレス会員会費	121,500,000円	123,983,000円	2,483,000円
法人会員会費	92,700,000	93,025,000	325,000
個人 A 会費	14,034,000	15,108,000	1,104,000
" B "	792,000	814,000	22,000
" C "	5,220,000	5,817,000	597,000
" D "	8,734,000	9,219,000	435,000
賛助会員会費	18,444,000	19,904,000	1,460,000
法人賛助会員会費	13,680,000	14,850,000	1,200,000
個人 " "	1,824,000	1,964,000	140,000
特別 " "	2,940,000	3,060,000	120,000
クラブ利用費収入	1,020,000	1,085,300	65,300
賃 室 料	7,392,000	7,256,000	△ 136,000
北ブロック管理収入	576,000	733,950	157,950
入 会 金	0	4,290,000	4,290,000
雑 収 入	5,280,000	12,350,458	7,070,458
受 取 利 息	0	5,809,604	5,809,604
特 別 収 入	3,600,000	4,487,859	887,859
施設機器賃貸料	1,200,000	1,188,000	△ 12,000
そ の 他	480,000	864,995	384,995
計	154,212,000	169,602,708	15,390,708
〈支 出〉			
事 業 費	89,064,000円	85,592,366円	3,471,634円
借 室 維 持 費	69,384,000	68,876,063	507,937
(借 室 料	56,796,000	56,792,644	3,356
共 益 費	7,380,000	6,751,822	628,178
空調・光熱・水	5,208,000	5,331,597	△ 123,597
会 議 費	1,380,000	895,234	484,766
事 業 運 営 費	9,000,000	7,403,993	1,596,007
会 報 発 行 費	3,276,000	3,311,839	△ 35,839
運 営 雑 費	624,000	651,740	△ 27,740
通 信 費	2,520,000	1,478,037	1,041,963
印 刷 費	2,640,000	2,893,620	△ 253,620
交 通 費	240,000	81,840	158,160
管 理 費	9,036,000	8,954,410	81,590
ク ラ ブ 管 理 費	4,956,000	5,147,569	△ 191,569
(清 掃 費	2,076,000	1,896,912	179,088
そ の 他	2,880,000	3,250,657	△ 370,657
機 器 備 品 費	1,080,000	898,100	181,900
消 耗 品 費	1,080,000	1,108,131	△ 28,131
事 務 委 託 費	1,560,000	1,560,000	0
事 務 雑 費	360,000	240,610	119,390
人 件 費	41,532,000	44,888,000	△ 3,356,000
給 与 金	24,744,000	26,668,300	△ 1,938,300
賞 与 ・ 諸 手 当	16,356,000	17,746,250	△ 1,390,250
厚 生 費	432,000	459,450	△ 27,450
諸 積 立 金	7,380,000	7,380,000	0
資 産 準 備 積 立 金	5,880,000	5,880,000	0
退 職 積 立 金	1,500,000	1,500,000	0
予 備 費	7,200,000	1,463,579	5,736,421
計	154,212,000	148,278,355	5,933,645

21,324,353円の剰余が生じたので下記の通り処分いたします。

8,000,000円	資産準備積立金に積み立て
4,500,000円	退職準備積立金 "
4,290,000円	特別積立金 "
(入会金収入)	
2,000,000円	クラブ賞積立金 "
2,534,353円	当年剰余繰越勘定へ繰入れ

財 産 目 録

昭和55年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〈繰越剰余金の部〉	円		円
現金・預金	9,559,818	仮 受 金	174,500
仮払・立替金	3,727,950	退職準備積立金	19,035,760
未収会費	2,311,000	クラブ賞 "	8,290,718
有価証券	300,000	資産準備 "	74,017,610
退職準備積立預金	19,055,760	特 別 "	42,866,100
クラブ賞 "	8,290,718	10周年記念事業 "	5,764
特 別 "	42,866,100	繰越剰余金現在高	15,718,504
資産準備 "	74,077,610	(内当期剰余	2,534,353)
小 計	160,108,956	小 計	160,108,956
〈繰越通常財産の部〉	円		
協力金	126,371,000		
敷 金	13,404,354		
内 装	23,453,906		
什 器	20,662,891	繰越通常財産現在高	183,892,151
小 計	183,892,151	小 計	183,892,151

期末正味財産現在高 199,610,655円

10周年記念事業 別途会計

〈収 入〉	円
積 立 金	5,500,000
印 税 費	182,000
全 費	480,000
	(記念講演会 110,000、 記念パーティー 370,000)
差 収 入	41,789
計	6,203,789
〈支 出〉	
記 念 講 演 会	582,300
記 念 討 論 会	1,076,580
10 年 の 歩 み 刊 行	2,956,612
80 年 代 の 産 業 構 造 の 編 さん	195,000
10 周 年 記 念 パ ー テ ィ ー	1,387,533
計	6,198,025

収支差 5,764円の剰余 55年度雑収入に繰り入れ

ゲスト 奥平康弘 東京大学教授

## 「情報公開法」を考える

昭和55年4月24日(木)

日本記者クラブ会見室

「情報公開法」といわれているところのものが、一般的にどういう意味を持っているのか、ということから話をしてみたいと思います。

いわゆる「情報公開制度」、あるいは「情報公開法」といわれている問題との関係で、第一に指摘したいと思うのは、政府——以下政府というときは中央政府のみならず地方公共団体の政府も意味する——が保有している情報に対して、国民が法的に執行可能な権利を保障する、ということ。この点が「情報公開法」といわれているものの眼目の一つだと思えます。

現在の実定法秩序のもとにおいては、国民は原則としては、法的に執行可能な情報開示の請求権あるいは情報入手の請求権を、政府との関係では持つておりません。現在の法秩序の建て前は、むしろそういう権利がないことを前提としています。特別な立法が特別な仕組みでもってある種の文書を公開したり、ある種の利害関係者に対して、ある種の文書に限って特別に開示することを、散発的に認めるといふことはあります

けれども、システム全体としていえば、政府の保有している情報を開示する、法的に執行可能な請求権は国民にない、ということになっております。

このことの結果、政府の側は、一般的には請求があっても見せる義務はまったくなく、義務づけはないということになっており、むしろそういうことを前提として、公務員諸法の守秘義務規定が設けられております。国民に権利がないということ、逆にいえば政府のほうにその点に関して義務がない、ということ。これを前提とした法制度が敢然と存在するということです。

したがって、国民に、いま話したような開示請求や情報入手のため、法的に執行可能な権利を保障しようというか、そういう権利を設けるようにしよう、ということが「情報公開法」の第一の眼目です。

### 行政財産としての情報

第二に、現在の法体制のもとにおいては、国民に対

して政府は義務づけを持たないばかりではなくて、現在の実定法上の制度からしますと、行政が保有している情報は端的に行政目的のためにといえますか、政府の目的のために使われる財産である、ということ。これを前提としているわけです。

少し堅い言葉でいいますと、公用物とか行政財産と呼ばれている種類のものとして、すなわち行政の財産であり、行政の目的のために行政が利用し、行政が保管するものであって、これをどのように利用させるかは行政サイドの自由裁量である、というふうになっているわけです。つまり、現在の行政が保有している情報のシステムは、そういう意味では、公用物あるいは行政財産という性格づけになっているわけです。

このことから、たとえば、見せる、見せないとか、秘密の指定とかは一切がつかない、国民と関係ないことなのであって、行政の事務手続上の問題だということになります。したがって、法律はもちろんのこと、政令、省令などの定めによらないで、訓令という内部規律で文書取扱い規定とか、秘密規程とかが定められるということになります。行政官庁によっては、そのような規程を設定している、ということさえかくすところもあるくらいに、いうならば行政財産である以上は、煮ても焼いてもこちらの勝手でござる、という仕組みがあるわけです。その部分に対して発想の転換を求めたいというのが、この「情報公開法」といわれるものの第二のポイントです。

公用物である行政情報を——公用物であるという性格、行政目的のために利用するという性格は依然としてあり得ると思うのですが——それだけではなくて、それに上乗せしていいでしょうか、公共用物として、

国民財産という形で、国民にも利用してもらおうようにすることです。あたかも公園とか道路とかいう種類の公共用物として、あるいはまた地方自治体の言葉をもつていたしますと、公けの施設として、みんなに利用させる、という考え方です。そういう発想の転換を求めます。

このことからわかるように、「情報公開法」は第一の眼目だけを見てはいけませんので、第二の眼目が存外に大事なわけです。これはまた、情報管理システムを根本的に改めることだろうと思われるわけです。これまでは行政目的の關係で考えていますので、行政目的がすんでしまえばそれで終わりか、あるいは限られた行政目的との關係でつくられた文書であれば、その目的との關係で処理して終わってしまおう。

たとえば、議会に法案を提出する作業をしている過程でも、一応成案が成立して議会で法律が出来てしまえば、その全過程に現われたいっさいの議論は、行政との關係でいうと、もうある意味でどうでもいいという事になってしまつて、結論を引き出すまでの全過程の文書はおそらく死物化してしまふ。われわれが多少法律を歴史的に勉強しようとするとき、これはつねにぶつかる壁です。

このことは、いままでの論理からすると、ある意味で当然であったわけですが、たとえば法案なら法案という形で結論が示される全過程を、出来るだけ国民にも見せなければならぬということになりますと、マイクロ・フィルムとか、マイクロ・フィッシュという技術も使いたがらうが、文書の保管のシステムを、国民に批判をおおぐというふうには切り換えていかななくてはならない。発想の転換というのはそういう意

味で、行政情報の管理システム、すなわち情報を保管するやり方および利用するしかたについて、多分革命的な影響を与えるものだろうと思われるわけです。

### 政治、行政の透明度との関連

わが国の場合、行政のレベルだけではなく、いろいろなところで文書の保管利用が非常に非組織的、非体系的、非能率的であるとよくいわれます。こうした部分に対しても、実は国民との關係で大きく改善を迫るものであらう、と思われまふ。

「情報公開制度」、あるいは「情報公開法」が問題になるときに、「そういう法律も必要かもしれないけれども、わが国においては白書とかその他いろいろな行政の側の広報、いわゆる行政PRを戦後、一生懸命やっけてきているし、いまも拡充して進展し、行政広報活動が十分に行き渡るようになってきているのだから、あえて「情報公開法」は要らないだろうという式の議論が展開されてきているのはご承知のとおりです。

行政の側が、行政目的とか行政を運用するために、国民に周知徹底をはかるため広報活動をやるのは非常に結構なことで、大いにやるべきことですが、いくらこれを進展、拡充させても、行政の情報を、国民が具体的権利を持つて要求したときには、それを見せなければならぬということとの關係では、制度がやや似た側面というか、充足し合う側面はあるけれども、持っている意味は違ふのだということです。

たとえば、私、地方公共団体でこの話をしたとき、ある文書課長から「そうはいうけれども、生の情報を出す必要はないんじゃないでしょうか。われわれのほ

うで加工した情報で何とかいく方法はないでしょうか」という質問をされたことがあります。つまり、加工した情報で処理しようというのは、行政目的というものに規定していることになるわけで、結局、広報活動の延長線上に、この問題を受け止めているのだらう、と思ひます。しかし、加工した情報ではいけないのです。

あえて第三に、というしますと、「情報公開法」はたまたま文書の公開とか記録の公開に限られ主として論ぜられがちですけれども、七〇年代後半にはか多くの国でも問題になったし、とりわけてわが国で問題になった、政治過程あるいは行政過程における透明度の低さをどのように克服するかという問題、透明度の低い政治過程、なかならず透明度の低い行政過程という現状を、可能な限り透明度の高いものにするべきである、という大きな目的の一環として、位置づけられるものであるということです。

いわゆるオープン・ガバメント（開かれた政府）ということ達成するために、いろいろな手段と制度が必要ですが、開かれた政府という制度、大きな改革目標というものの本質的な、一定の部分を含めていれるものとして、情報公開は理解されるし、そういうものとしてはたらく、というふうには考えられるわけ

です。「情報公開法」の持っている意味が以上述べたようなものであるとして、また、今日日本でも、そろそろこういうことが問題になってきた、ということとの關係で、若干、外国の例を話す必要があるだらうと思ひます。

## スカンジナビア方式から米国方式へ

スカンジナビアの諸国、特にスウェーデンの場合には、出版の自由の延長線上に情報入手する請求権を、制度上比較的早くから考えて、つくってきているわけだ。

それを受けてその他のスカンジナビアの諸国でも、それに似たような形で国民に、政府の情報開示を請求する立法が展開してきています。この地域で六〇年代までにはかなりそういうものが出てきている、ということも横目ににらみながら、合衆国——ここで合衆国というときにはアメリカ合衆国の連邦政府レベルの話です——が一九六六年に、さらに包括的にかつ体系的に情報公開を導入して、それを一九六七年施行したわけです。それは「情報の自由に関する法律」と呼ぶものです。当然報道の自由とか、情報の自由という自由の前提には、情報が取れなければならない、ということがあるわけです。したがって、報道の自由や出版の自由と同じようなレベルで、情報源に近づいて情報入手するということを考え、それまでを含んで情報の自由という言葉で呼ぶようになってきております。

英語圏では、情報の自由という場合、そういう積極的な請求権の意味を持ったものとして使われている気配があります。

そういう合衆国の「情報の自由に関する法律」は、一つの大きな実験として、ほかの諸国においても注目をされているわけです。ウォーターゲート等のいろいろな政治状況、特に情報に関係するような問題を考えきつかけを与えられて、一九七四年に、もう少し整備

直す法律上の手直しをして、その改正した部分を含めて七五年から施行されて現在に至っているわけだ。

わが国の場合にも、「情報公開法」を問題にするときには、特にアメリカ合衆国においてつくられ、展開されている「情報の自由に関する法律」の実際の姿、制度のしくみ、問題点といったようなことが、直接に役に立つといえますか、一つの考えさせる素材になっている、ということがいえるわけです。

六〇年代の終わりから七〇年の初めに、スカンジナビアとかアメリカ合衆国でそういう傾向が出てきたわけですが、アメリカでの試みは注目はされたものの、いわゆる自由主義諸国においても、必ずしもそれが世界的な規模で展開するものであるとは認められていなかったようです。

それぞれの国において、たとえば西ヨーロッパには十八世紀、十九世紀の自由主義的な伝統に基づいて、それなりに政府の情報を出来るだけオープンにするというシステムがはたっていますので、そういう伝統といえましょうか、開示、公開ということに対して、それ相応に閉じられていない体系を取ってきているのだから、これはこれでいいではないかといえますか、そういうものとして考えればいいのであって、あえてアメリカ合衆国式の特定の改まった制度を考える必要はないのだ、といわれていた時期が多少あるわけです。

しかし、西ヨーロッパにおいても、七〇年代の後半にかけて、まず、非常に官僚主義的な色彩の強い、そして中央集権的な行政機構として名高い、フランスにおいて法律ができました。私は、フランスは専門では

ありませんので、フランスについては人の書いたものを間接的に見ただけですが、フランスのこうした動きも、実はかなりアメリカの動きの影響を受けている気配があるわけです。

同じような動きがオランダにも波及し、オランダでもまた、非常にアメリカのモデルに即した形での立法がなされています。

西ヨーロッパ諸国において、アメリカとは違った政治文化のもとで、すなわち、開かれた政府ということに独特のシステムで展開するのだから、それはそれでいいんだ、と考えていたところでも似たような立法が実際上導入された、ということは注目してよいのではないのでしょうか。

こういう傾向はいわゆる英語圏——私、イギリスの動きはよく知りませんが——の中でいえば、カナダでも見られますし、七〇年代の終わり頃においては、オーストラリアがこの点についてかなり積極的な展開をするようになってきています。

オーストラリアでは一九七九年に政府与党が内閣提出法案をだしましたが、少し政府側の秘密主義が強過ぎて、これでは本当のオープン・ガバメントにならない、ということでも、出直しを要求されました。しかし、おそらく八〇年代の初期においては何かの形で立法化が進展するのではないかと思います。立法化の傾向はほぼ日程のぼっており、詰められているという気配を感じるわけです。

こういったことを見ますと、いわゆる自由主義諸国においてはかなりの程度において、スカンジナビア方式からアメリカ方式へと展開していく大きな流れがあるように思うわけです。



## 分割秘匿も可能なアメリカ

そこで、主としてそういう大きな流れを規定するに至った合衆国の法制度の展開、およびそれについての若干の内容を紹介申し上げるのが順序であろうかと思えますので、合衆国の話を少ししてみたいと思いません。

合衆国の場合、情報の自由ということは、単に政府の規制を受けないというだけではなくて、政府が持っている情報を入力する権利も実質的に含まれている、と考えられます。

それが証拠には、合衆国の法律は英語でいいますと、「Freedom of information act」となっており、「Freedom of information」という言葉は、そのままそっくりオーストラリアの法案の中にも出てきます。オーストラリアの場合にも「Freedom of information act」という言葉で意味するところのものが、わが国でいういわゆる「情報公開法」に非常に近いものであるということからすると、「情報の自由」あるいは「Freedom of information」という言葉の持っている意味がおわかりいただけると思うのです。

このような意味における「情報の自由」という言葉が出始めたのは、私の理解によりますと、第二次世界大戦直後のジャーナリストの、いわゆる知る権利運動の中からあるわけです。第二次世界大戦中の報道統制でいろいろ苦汁をなめてきた、ジャーナリストによって情報自由化の運動が展開されて、それがいまの合衆国の法律を引き出す原動力になった。

そういう戦争直後のジャーナリストの知る権利運

動、あるいは情報自由化運動が、いろいろ迂余曲折を経まして、合衆国のレベルではベトナム戦争が戦われるまっただ中で、ようやく六六年に立法化がなされた。かれこれ一〇年ほどは、立法に向けたいろいろなキャンペーンやら、議会の活動、いわゆる国政調査権の発動とかいう恰好で、いろいろ動いて現状分析をして、この現状ではいかんのだという蓄積をして、法律が出てきたのが六六年であったわけです。

六六年に出来た法律は、先ほど話したように七四年に法改正を経るわけですが、細かなことは別としまして、七四年の法改正も含めて合衆国の法律が持っているポイントは何かということ、私なりにかいつまんで触れたいと思います。最初の方で「誰でもが法的に執行可能な権利」というふうに話したあの部分が、合衆国の場合にはつきりと前面に打ち出されたということとです。「誰でもが請求出来る」、「誰でもが」という部分が一つの重要なポイントです。事の次第によっては、外国人でも請求出来るわけです。ある一定の資格を立証しなければ請求が出来ない、というのはおかしいという考え方が、長い歴史の中から打ち出されて、「誰でもが」(any person, every person) という言葉づかいを採用するようになったわけです。この「誰でもが」という点がポイントの一つです。

第二に、請求があったら原則として見せる、ということとです。逆にいえば、非常に限られた場合においてのみ、例外としてのみ政府の側に秘匿することを認めるということ。見せなくていい場合を限定しているということとです。

このことの意味はいろいろあるのですが、一つだけ補完して話しますと、「原則として見せる」ということになりまして、たとえばこの文書のある部分はプライベートに関係するとか、この文書のある部分は商業上の秘密に係る、ということがあったとして、「原則として見せる」というその原則を貫くため、いわば分割秘匿が考えられているということとです。

問題の部分を隠してもなお、当該文書が文書としての価値を持っているならば、請求者がそれで見ることとに一定の価値があるとする場合には、その部分を隠して見せるわけです。とことんまで「原則として見せる」ということを追求していこうというわけです。

ですから、一件書類のさまざまな文書の中に、ある部分を見せられないものがあるということと、その一件書類全体を見せられないことにする、というのは考えられないことになるわけです。特にプライベートなんかの場合に問題になるように、ある特定の個人を特定化するようなインディケーション、そういう表示のしかたを隠してもなお、その文書を見ることに一定の意味があるという場合には、その部分を隠して見せなくてはならない。

こういう分割秘匿といますか、原則として開示、例外として秘匿ということの意味を、分割してでもいいから見せなさい、というふうに持っていくということがポイントです。

## 対抗関係と法的な仕組み

第三のポイントは、先ほど来から述べている「法的に執行可能な権利」ということです。おそらくこの種の問題は、「見せる」と請求する側と、「いや、お見

せ出来ないことになっていきます」という受けて立つほうの側とのあいだの対立関係、すなわち係争が予想されることになりました。

そのときに、「お見せ出来ないことになっていきます」と言うほうの側の、すなわち当該文書を持っている側、ということは私にいわせると、当該文書について一方の当事者として利害関係を有する者でもあるわけです。すなわち一方の当事者そのもの、つまり政府が「いや、これはお見せ出来ないことになっていきます」といって、それで終わってしまったら、これはまったく意味のないことなのであって、「お見せ出来ないことになっていきます」という、そういう対抗関係を法的に争えるしくみにすることが重要です。

法的に争えるしくみというのは、日本国憲法流にいうと、結局最終的には裁判過程でということになるわけです。とことんまで第三者の判断を仰いで、権利だといっているものを貫徹させるしくみ、ということになるわけです。ですから、権利救済制度というのが、その点で非常に重要です。

合衆国の場合には、いきなり裁判所ということではなくて、出来るだけ当事者の反省を促すという恰好で、異議申立てといったような行政不服の手続があるのはもちろんですが、しかしそこで終わってしまうのではなくて、あるいは当事者の一方であるところの者が「これは見せない」といったら、それで終わってしまうのではなくて、そのことを含めて裁判所が先ほど話した原則に照らして、原則として見せる文書に当たるのかどうか、逆にいえば、例外としてあるのかというのを、判断するわけです。

また、いまのことに関係していいますと、例外とし

て秘匿する、例外として隠してよろしいという「例外」ということの意味が、ここでも顔を出すことになるのですけれども、例外を主張する者の側がそれを立証しなければならぬわけです。なぜこれは見せることが出来ないかということ、特定のに説明しなければならぬ。

「法的に執行可能な権利」というふうに設定することによって、つまり前へ前へと進んでいってきちんと片づける、というしくみが考えられるわけです。合衆国の場合には裁判所が非常に重要な役割を果たすことになっていきます。

### アメリカでの「前提づくり」

いま話したようなことが実体的な中身としての目標ですが、そういう目標を達成するために合衆国では法律で様々な前提づくりをしているわけです。その前提づくりということが非常に大事なことだろうと、私などは思っています。いままで行政財産として行政的目的に活用し、行政だけが利用していたものを、国民にも見せるということになりますと、行政情報の管理のシステムを変えるということになります。国民に権利があるということにも関係しますが、国民がどこにどういう情報がある、ということさえわからない状態をあらためて、国民がアプローチ可能な制度を考えると、どこに行けばどんな文書があるかとか、あるいはある一定の文書は官報に載せて必ず公開することにするとか、つまり、国民が権利を行使出来るための前提をつくる、というふうにい換えてもよろしいでしょう。国民にも開放するための行政管

理システムを前提としてつくるといふことです。

また、「法的に執行可能な権利」といったとしても、実際問題として、市民が請求しても容れられない場合もある。しかし、容れられなかったけれども、訴訟を起こして裁判所で審理してみたら、開示請求を拒否した政府の側が実はまったく間違っていたとか、あるいは極端な場合故意に見せないことにした、とかいうことがあり得るわけです。「見せてしかるべきだ。私に権利があるんだ」という請求をしたほうの側が、最終的に裁判で勝った場合には、場合によればその訴訟費はすべて国が負担することになります。

たとえば消費者運動とか公害問題とか、その他考えられる行政の性質によっては、単に個人の利益だけではなくて、いわば市民が公けのチャンピオンとして、訴訟を起こす場合がしばしばあり得るわけです。

このように公けの代表者として訴訟を起こしたんだということが考えられる場合、しかも意地悪して政府が見せなかつたんだということが判明した場合、国は一切の訴訟の費用をその国民に対して弁償しなさいということになります。

つまり、訴訟を起こさせるといふことは、ある意味で大変酷なことなのであって、そういう酷なことの全コストを国民にかぶせるのはよろしくない、ということで、「法的に執行可能な権利」という、その執行の部分を担保するような制度をいろいろと考えるということになります。

以上のようなことが、合衆国の法律のしくみであり、簡単にいえば眼目ですが、日本で合衆国の法制度が問題になる場合に、「その法律はわかった。けれどもその実体はどうなっているんだ。中身はどうなっ



講演する奥平教授

いるんだ」というようなことがしばしば問われるわけ  
です。

たとえば実際にこの法律が生まれたために、国民は  
勝手気ままな様々な情報を請求し、そのために大変に  
金がかかるのか、政府は人員が足りなくて困っている  
とかいった具合です。行政上の負担、いわゆるコスト  
が大変高くて困るという話です。こんな法律は迷惑至  
極である、といったようなことが伝えられたりしてい  
ます。

あるいはまた企業秘密に関係した問題で、企業関係  
の連中が競争企業者の情報を入手するために、この法  
律を利用してはいるほうが圧倒的に多いのではないか、  
とかいったようなことが伝えられてきております。

すなわち、この法律のデメリットの部分が非常に伝  
えられてきております。

そこで、その点について若干の説明を——私自身も  
よく実態を知っているわけではありませんが——して  
おきたいと思えます。

### いわば双子の「プライバシー法」

これもいわば前提づくりの一つですが、請求された  
件数、拒否した件数、処理等々、この法律はわれわれ  
の行政機関ではこのように実行しており、こうなっ  
ています、というのを毎年度必ず文書を作成して、各行  
政機関が年次報告として、議会に提出するという恰好  
になっております。

ですから、各年度ごとにぼう大な合衆国の行政機関  
の、それぞれの統計的な数字がほぼ全国的に入手出来  
るようになっていて、そのことを通じて議会が、どれ  
だけ行政機関がやっているか、サボっているかといっ  
たような事柄等を見れるようになっていきます。合衆国  
の実態を見るところには、その年次報告を見れば  
比較的簡単にわかるわけです。また、年次報告書のア  
ウトラインを示した、議員の人たちがすぐ見てわかる  
ようなしくみの文書も出回っているようです。

わが国の場合ですと、国会図書館や内閣審議室が持  
っているはずで、内閣審議室が時間とスタッフさ  
えあれば、簡単に把握出来るということになっている  
わけです。

そこで、そういったことは今後の研究を待つとい  
わして、コストの点についていいますと、確かにコ  
ストは当然のことながら、なにに比べたらかかるわけ  
です。この種のコストを問題にする場合に、一つ注目  
いただきたいことがあります。合衆国では七四年に  
「プライバシー法」という法律がつけられました。こ  
れはウォーターゲートとも関係あるのだろうといわれ  
ていますが、わが国でも問題になりつつあるコンピュ

ーターとかデータバンクとかに伴う個人情報の処理の  
問題に関係して、個人情報を政府が処理する場合の保  
護立法が七四年に出来上がったわけです。

この「プライバシー法」といわゆる「情報公開法」  
は、非常に大ざっぱにいうと双子です。「情報公開法」  
は一般国民が特定の利害関係なしに、政府に対して一  
般に情報を請求する権利ですが、「プライバシー法」  
は政府が保有しているところの自分の情報を、当事者  
本人が請求して見せてもらうことを保障するわけで  
す。したがって、写をもらうこともできます。場合に  
よれば、自分に関係した情報は実は誤りであるとか、  
不正確であるとかいったような異議の申立ても出来る  
し、最終的には裁判所まで持っていくのです。つま  
り自分の情報は自分でチェック出来て、自分の情報は  
自分がアクセス出来る、という法律です。

この二つはいま双子と申しましたけれども、非常に  
難しい微妙な関係でして、一般論としてはいいますと、  
ある特定の個人は当然、他の個人の情報を見ることが  
出来ないわけです。これはむしろ一般法では、プライバ  
シーの観点から見ると拒否する、という構造になって  
いるわけです。しかし他面において、一般には見せら  
れない個人の情報を、当事者に対しては見せるとい  
うしくみを合わせ持つわけです。ですから、両方とも政  
府の情報にアクセスする権利ということになっており  
ます。

したがって、コストのことを考える場合も、実際の  
行政のしくみを考える場合もそうですが、合衆国では  
受付けるオフィスは同一であるわけです。また、これ  
についての市民の手引書みたいなものがありますが、  
どういうふうに文書を書いて、どこに提出すればどう

なるかというような案内なのですが、ここでもこの双子の法律をそのまま一緒に合体して、自分の情報をアクセスする場合にはこう、一般的な場合にはこう、という説明をしています。二つのものを一つに合体して、市民の手引書が政府自身によってつくられているし、実際の処理をする場合にも一つの窓口で行われています。

しばしばわが国ではコストの問題だけではなく、この二つのものを混同して議論しがちです。非常に似たものですから、コストの部分でも同じようなものとして考えられがちです。

### 正確に把握しづらいコスト

この二つの法律を制定した七四年に、今後この法律を実行するのにどのくらいコストがかかるだろうか、という計算をしています。合衆国の場合でもほかの国の場合でも、法案が通ったときには必ずエスティメイトという恰好で、いくらかかるかを出すのが普通です。したがって、この法律の場合も、政府の側の推定額が出ていたわけですね。それによれば最初の四、五年は、年間二億から三億ドルくらいかかるだろう、ということであったようです。しかしながら、初年度の七五年に実際にかかったといわれる費用は三、六五九万ドル。以下七五年、七六年、七七年と大体二、〇〇〇万台を前後しているようです。最初に予定された二億と三億ドルくらいかかる、という計算から大幅に下回っている、ということが指摘出来るのだそうです。

七六年、七七年と少しずつ総額が上がってきているのだそうですが、それはCIA、FBIの関係の文書

に対する請求が、この期間ワァッと多くなったためといわれています。

ただ注意しなければならぬのは、この費用の計算のしかたです。たとえばある官庁などでは、ある年にコンピュータを買ったが、これは当然いろいろな行政目的のために使うのでしようが、それをこちらのほうの経費に入れてしまおうということが、極めてしばしばあるようです。ですから、一般的な経費と、この特定の法律執行のためのコストとははつきりしなくなるわけです。

したがって、コストが大変かかるんだという言い方との関係でいうと、実はそんなにコストのかかるものではないのだということが、ある程度はいえるわけです。むしろ原則として国民の知る権利を確保し、開かれた政府という原則を確立していくには、このくらいのコストは応分のものであろう、と考えられる程度のもではないか、といわれているところのものです。

### 「逆訴訟」の問題

実際には、確かに最近の傾向といたしましては、Aという会社が行政機関に対して文書を見せてくれという請求をし、その文書が実はBという会社がこの行政に預けた文書であるという場合が、非常に多く出てきているわけです。同じことは、プライバシーの場合でも考えられるわけです。ある人間の情報を見せてくれという場合、こつちにも関係するということがあり得ます。極めてしばしば、Aという企業が行政にあるBという企業の情報を、「あんだ、持っているはずだから見せてくれ」という式の請求が不幸にして多い。資

本主義社会においては当然そうなるといいたましようか、「すべての人は」とあるものですから、そういう恰好になってきます。

本来はAという人の請求との関係だけを考えた法律なのですが、「誰でもが請求出来る」ということで、誰かが請求した場合、それがBの利害関係、特に法律でいう「商業上の秘密」に該当する文書だ、ということに関係するということがあります。したがって、請求に対して、Bが「いや、それはやめさせてくれ」とストップをかけるということが、法律上では規定している部分はないのですけれども、実際の姿の中から出てきています。最終的には訴訟になる。こういうしくみが実際には非常に多い、ということは否定出来ない事実です。これを「逆訴訟」といいます。

ご承知の「逆差別」という言葉を生んだバックキー事件とまったく似たような意味で、英語では「リヴァーズ」という言葉を使いますが、逆訴訟というのが最近かなり多いことは確かであり、そのことは、当然行政からするとありがた迷惑至極である、ということになるわけです。

つまり、AとBとのあいだの問題で、たまたまBのビジネスに関係する情報を預って持っているだけで、「さあ、どっちにどういうふうにお渡しするか。賭け金を預っている三者と同じだ」という問題は、合衆国のように特に商業活動というものを国の中心に置いているところでは、当然に良かれ悪しかれ現われてきます。それをどうするかということが、一つの制度上の問題としてあることは否定出来ないところであろうと思われれます。

## わが国における「情報公開」

そこで日本の場合ですが、実際問題として、こういう法律、あるいは制度を日本で作るということになると、わが国における固有な政治、文化をどう考えるか、土壌というものをどう考えるか、という問題があると思います。

多くの方がお読みになったのではないかと思うのですが、これも、「ジャパン・アズ・ナンバワン」という本の中で、エズラ・ボーゲル教授は「日本は大変情報化社会に適応力がある。その証拠に政府にはどんな企業の情報が入り込んでいて、政府はその情報を非常に豊富に持っている、いろいろな行政を全体の観点から円滑に行うことが出来る」というように、政府が情報を手に入れているということのすばらしさみたいなものを、何回かにわたって礼賛しているところがあつたのを記憶だろうと思います。

まさに真相はそうなんだろうと思います。しかし、その逆はどうなんだろうかというのは、ボーゲル先生の書物の中からは一向に表われてきていないのですが、確かに取ることは一生涯懸命やり、そのために様々な行政活動や行政指導をやる恰好になっていますけれども、それを国民のほうに還元するしくみがない。

すなわち、公用物としての情報管理システムは非常に有効にはたっています。それが、ボーゲル先生の言葉を借りれば、日本をナンバワンたらしめているということがあるんだろうけれども、そこでだけナンバワンと規定することが果して出来るかどうか。いうならば統治の原則の問題、あるいは憲法のしくみの

問題、あるいは統治機構の問題という別な論理が、もつといえ憲法の原理といつてもいいですが、そういう問題があるだろうと思われるわけです。

その点でいえば、おそらく合衆国のように大統領制をとっている憲法の構造と、日本のように議院内閣制をとっているところでは、おのずから違うのだという式の議論が、必ずどこからか出てくるにちがいないと思うし、現に出てきています。

たとえば国政調査権についても、わが国の場合は合衆国と違って議院内閣制をとっているんだから、国政調査権はあまり重要視しないでいい、別なくみがあり得ていいということがいわれたのを記憶としたいと思います。同じように議会と政府の情報交換や意思の疎通は、大統領制と違って十分に行われているのだから、あえてこういうものは要らないのではないか、という点については、「さあ、そうでしょうか」という実体の分析の問題になるわけです。

たとえばオーストラリアのように、イギリス憲法をモデルとした議院内閣制、いわゆるウェストミンスター・スタイルの議院内閣制をとっている国においても、そういう議会の制度という統治のシステムと関係なしに、この法律は必要だし、また、こういう法律が出てきたからといって、特にシステム自体が変わるわけではないのだということを、議会で法案を提出した政府が弁明これ努めているわけです。

## 法制化への五つの問題点

最後にわが国がもし法律をつくるとするならば、どういう点の問題があるだろうか、ということに触れた

いと思います。

第一に、いうまでもないことですが、例外事項をどうするかという問題においては、非常に深刻な議論をしないわけにはいかないと思います。この法律が出来れば、一切の企業秘密がなくなつて、消費者連動等の人たちは、あらゆる情報が全部自分のところに入ってくる、というように理解される向きもあるようですが、資本主義社会において企業秘密の存在を認めないわけにはいかないし、それを何かの形で保護しなければならぬということがあるし、保護すること自体が、ひるがえって行政目的を達成し、公けの利益に使えるということもあり得るわけだから、どういう形で企業秘密と国民の知る権利を調整するかという問題があるわけです。

それをどう調整するかという問題があるのであって、調整がむずかしいからよせ、ということではないのだからと思うのですが……。

たとえば、最近の世相に絡んでいえば、防衛秘密の問題といったようなものも必ず問題として出てくるし、わが国の場合には、とりわけて公安、警察関係のことについては非常に大きく取り組む傾向が伝統的にあるわけですから、そういったことのあいだでの調整をどうつけるか、といったような例外における設定のしかたは、一議論も二議論ともいまいまじょうか、つば迫り合いをせざるを得ないわけです。

いままではなしに一括して守秘義務とか、職務上知り得た秘密というふうにして一般的にいわれてきたところのもの、また不幸なことにこの点について非常に判例が少ないわが国において、実務というものをにらみながら、この点について大変に厳しい検討をす

ることが否が応でも迫られるわけです。

これをするのがいやだから、こういう法律はつくりたくないほうがいいというような野党の側の声も聞こえてきているようですけれども、果たしてそれでいいのかどうか。

第二に論点になるのは、権利救済、つまり、「法的に執行可能な権利」というためには、最終的には裁判所まで持っていきけるようなしくみが考えられるべきだと思えますけれども、しかしながらわが国の場合に、いきなり裁判所というだけでいいのか、それとももっと別なしくみが考えられるのか、考えられないのかということがあるわけです。この点、今後考えられることであろうと、この法律と肩を並べてオンブズマン・システムみたいなものが議論になると思えます。オンブズマンを、この権利救済制度との関係でどういうふうにリンクし得るか。あるいはするのはまずいといったような議論も考えられるわけです。

第三は、負担の問題です。どのような費用負担をどう見込みながら、それをどう考えかということであると、伝えられるところによると公務員関係の組合の人たちは、こんな法律をつくってらっては迷惑至極で、労働強化にだけつながるものだといったような抵抗が、少なくとも間接的に聞こえてきておりますが、これは非常に本質をはずれた議論だろう、と私などは思うのです。しかし、そういうことにも対応した、対応策を考えなくてはならないということがあるわけです。コストを見込んで、そのコストをどういうふうに考

アトランダムで恐縮ですが、こういう一般的な情報の開示原則にからめて、個人の情報の保護をどうする

かという問題は、一般法だけで片づく問題ではありませんが、むしろ単独の法律がどうしても考えられなくてはならないという意味で、「プライバシー法」というものも、先ほど私、双子のようなものだと申しましたが、事の性質上、双子と考えるかどうかは別として、現代社会自体がこの種の情報のあり方について特別な立法的解決を要求しているし、このことを実行する一つの手がかりとして、公開法と一緒に考えていくということがあるべきだろうと思えます。

第五に国家法のレベルから始めるか、あるいは条例のレベルでもそれ相応に、いま指摘申し上げたような問題があると同じようなことが、条例の場合にもあり得ます。いわゆる機関委任事務といったような、国の情報を地方公共団体が持っているときに、いわゆる国の情報といわれているものが、どこまで地方公共団体の処分可能なものなのか、地方公共団体の側で、それをどこまで住民に開示出来るのかどうか、という問題があるわけです。

しかし、現実的な問題としては、まず、条例という形式で先行するというのが、考えられる形態ではないかと思っております。ですから、条例制定ということでも少しづつ道を開いていき、あるいは実験を重ねていく中で、さっきいったような論点を煮詰めていくというのが、実際上有効な方法なのかもしれないと思うわけです。

(文責・編集部)

略歴 昭和四年五月生まれ。

東京大・法・法律卒。

東京大・社会科学研究所教授。

専攻分野 憲法 行政法。  
著書 「政安維持法小史」「知る権利」「表現の自由とは何か」

諸外国のジャーナリストがクラブを訪問した場  
合、笠置事務局長が主に接待し、クラブの諸施設  
をご覧にいれ、クラブの活動を紹介するほか、わ  
が国のジャーナリズム一般についても質問があれ  
ば答えております。写真はフランスのル・ポアン  
誌のフィリップ、ラモン社長一行との懇談。

◇ クラブ訪問者 ◇



### 声の閣内記者会

▼内閣記者会と日本記者クラブとの連がりというと、年に二回程度の大平首相の昼食会や記者会見が主なので、ほとんど行く機会がないといつてよい。仕事の上での馴染みが薄いせいも、どうも、遠い存在という感じ。

日本人一般が「クラブ」というものに慣れてなく、クラブのうまい使い方を知らないといえる。

### 馴染みが薄い

ジャーナリストにしても、なかなか個人として独立できなく、同じ社の人でかたまってしまうような傾向があるので、日本記者クラブのようなものをうまく利用できるようにならばいいと思うのだが……。

▼ただ、今の日本記者クラブは、社の幹部やOBの人たちの社交場というイメージが強すぎる。OBの方たちが集まれる場所というのにも必要だと思いが「今の若い記者は……」といった類の話ばかりしているような気がしないでもない。

▼一線記者の積極的参加というが、出

先クラブの記者はそれぞれの仕事に追いまわられて、日本記者クラブの行事に参加する時間的余裕がないのではなのか。「会合のお知らせ」のハガキをみると、全部出たいと思うくらいに、カバー範囲以外の研究会・講演会も魅力的なのだが、なかなか出席できないのが現状。

行事もひんぱんだし、ゲストの人選も考えられている。シリーズ研究会の「総合安全保障」などもタイムリーなのだが、惜しむらくは一線記者がなかなか行けないということか。

▼出先クラブで行われる記者会見はわかり合った上での会見で、悪くすると馴れ合いになってしまいう恐れもある。しかし、日本記者クラブの会見は、たて系列でないところでの会見ということで、いい意味での緊張感がある。フォーマルな会見ということで、杓子定規、儀礼的という感じもするが……。

5月15日(木)内閣記者会を訪ね、幹事の方からいろいろご意見をうかがってきました。

### ピジョンズ

▼ハワイは何年ぶりか？  
共同通信政治部時代、二度ほどホノルルに数日滞在したことがありますが、仕事ばかりで、ワイキキで美女を観察するひまもありませんでした。

この際、たまには仕事抜きで、優雅にホリデー・イン・ハワイと決め込もうと思つて、6月5日、成田からノース・ウエスト機に乗り込みますが、一匹狼のハングリー精神が果して安閑とシエスタを

楽しむ気にさせてくれますか、どうか。とにかく、十日ばかりワイキキの風に吹かれて来ます。そう言えば旧友、APのロイ・ユソヤン氏は、老後はハワイで静かに……と口ぐせのように言っています。

▼韓国情勢が激しい展開を示しつつあります。5月22日(木)からしばらく韓国取材に出ます。

アンドリュー・ホルバート

黒木 壽時

### 瀋陽から北京へ!



二週間の中国の旅も終わりに近づき、瀋陽から北京へまたもや、夜行寝台。春浅い大陸を夜汽車に揺られ、美味しいビールを呑んで、ちよつと遠い日の修学旅行の気分といったところでしようか。(東京12チャンネル・鈴木久雄会員撮影)

## Our Club

## 関東U4局会

漢字とローマ字と数字で綴る奇妙な名称の「関東U4局会」とは、そもそもいかなるものであるか説明をしろと、会報の編集者から要請があった。

毎月、日本記者クラブの会議室で、この会を開かせていただいている当方としては、それに応える義務がありそうだ。

簡単にいってしまえば、関東地区の小さな県域テレビ局が集まって、勝手なテレビ論を振り廻す会であるといっている。ここでは、常に議題は設定されていないので、「関東U4局会議」とはならず、議のない会であり、クラブである。

さて、Uとは東京各局がV局と称されるように電波の種類をあらわす呼称であり、数字の4はテレビ局の数である。すなわち、千葉テレビ、群馬テレビ、テレ

ビ埼玉、TVKテレビの4局である。テレビ埼玉が誕生する一年前は、「3局会」であったことはいうまでもない。そして、この数字には局が増えることへの期待がこめられている。

参加メンバーは、4局の編成部門の担当役員と局、部課長が中心となっている。時に報道や制作部門から

## 4局共通編成の選挙 番組の開発も検討

テレビ神奈川 坂田敏郎

の参加もあり、20名を越えることがあるが、通常は17名ほどの小世帯である。

例年、日比谷公園の樹々が緑を深める頃、編成部門にとってはホッと一息の季節でありどこかへ遠出を試みるかとなるのだが、今年は日本記者クラブに至急集まって、話をしようではないかとなった。

史上初の衆参ダブル選挙は、国民を驚かしたと同様に、われわれ編成担当者の大いにあわてさせている。政見放送の放送枠は参議院用に確保してあったが、衆議院も同時となると果してどうなるか。立会演説会の放送は可能か、選挙特番や開票速報の制作体制と時間どりは、となってくる。

とくに、われわれをとりまく選挙地域はもともと話題が豊富である。

田、中曽根は、ますます関心をひきそうである。

千葉の浜幸も、埼玉の糸山も時の人である。そして、神奈川は新自由クラブの行方が気になるところである。

4局のそれぞれにとってはローカル・ニュースだが、質的には全国ニュースで価値は高い。

地域の局としては真価を発揮する格好の素材到来としなければならぬ。

とりあえず、いつもの日本記者クラブの放談会を選挙放送問題に切り換え、4局共通編成による選挙番組の開発と協力体制を話し合うことになる。

その時までには社内の調整をすませねばならず、いま、一向に落ち着かない。

おそらく、遠出ができなくなった今回の「関東U4局会」は、終了後、19番ホール形式となりそうだ。もちろんクラブのラウンジで。

編成部門の役員、局長、部課長中心に自由なテレビ論





拍手で迎えらる華総理・栗田会員撮影

先月のハイライトは二九日(木)午後四時から行われた華国総理の記者会見だった。(司会)酒井理事長、代表質問(山内理事)

ペン取材三一〇名(会員社関係二七〇名、同行記者二九名、外人記者クラブ関係二〇名)、スタイル・カメラ一七社一七名、ムービー一〇社二三名のほか、テレビはNHK、TBS、NTV、フジTV、テレビ朝日、12チャンネル(民放はテレビ朝日が代表取材)がいずれも生中継、ラジオはニッポン放送が代表取材し、会場から同本社へラインで送り、そこから国会の民放クラブ加盟一四社へ分岐した。

華総理には昨年九月に当クラブで会見した谷牧副総理、黄華外相、

符浩駐日大使、それから先般のクラブ訪中団の受入れ責任者・銭其琛新聞司長などが随行した。

鄧小平副総理が中国の要人として、初めての公式記者会見を当クラブで行ってから二年、その後鄧穎超全人代常務委副委員長、谷牧副総理、李強対外貿易部長、余秋里副総理らが相次いで来日し、当クラブで記者会見を行った。

この間に日中関係も両国の文化的親近感に依存した「ムーアの時代」から「実務の時代」へ移行をみせ、いわば今回の華総理の訪日は「ムーアの時代」の最後のハイライトであり、同時に本格的な「実務の時代」の開始を意味するイベントといえるだろう。

二三月(金)午後4時30分の第一五回通常総会に引き続き、午後六時から会員懇親会が開かれ、疋田桂一郎氏(朝日新聞東京本社編集委員)の、本年度クラブ賞の受賞を祝った。すがすがしい視線と静かで美しいお辞儀が印象的な疋田氏は、「私の

言い分」の狙いが報道の「ナダレ現象」や一過性への自戒と活字の魅力追求にあったとあいさつした。

このほか一二日(月)には正示啓次郎経企庁長官の昼食会(司会、田中委員、四〇名)、一四日(水)に宮沢喜一元外相の講演会(テーマ・日本の外交選択、司会、高野委員、八〇名)が行われた。

一六日(金)には公賓として来日したフィジーのカミセセ・マラ首相(司会、深谷理事、二九名)とNATO加盟の国会議員で構成されている、北大西洋協議会のポール・ティネス議長(司会、梅本委員、二四名)の二つの記者会見を行った。

また、シリーズ研究会「総合安全保障」の第二回は、講師に日本エネルギー経済研究所長の生田豊朗会員をむかえ、二〇日(火)「安全保障面からみたエネルギー問題」のテーマで行われた。(司会、広瀬委員、四八名)映画試写会は、二三日(金)日本ヘラルド配給の「ザ・フォッグ」を行った。

会員で疋田氏のクラブ賞受賞を祝う

# プロフィール

6月1日付で入会した個人D会員、法人賛助会員、特別賛助会員の方がたです。

## 第50回理事會

(昭和55年5月6日(火)  
日本記者クラブ小会議室)

昭和55年度通常総会の日程と議題を決定。昭和54年度事業報告案、収支決算案を承認。昭和55年度日本記者クラブ賞を、選考委員会から答申のあった疋田桂一郎氏(朝日新聞)に贈ることを決定、あわせて同氏を名誉会員として総会に推挙することとした。クラブのドリンク類の価格一部改定を承認。

**出席** 酒井理事長、小島副理事長。

**理事** 中江、山内、小林、菊地、斉藤、田中、土田、常盤、深谷、

田尻、杉山、前田。

**代理** 加野、角田、大平、南、水野。

**監事** 松井、南風原、川内。

## 第37回会員資格委員会

(昭和55年5月15日(木)  
日本記者クラブ小会議室)

**出席** 中江委員長。山本、赤松、滝沢、

関口、遠藤、玉木、泉の各委員。

## 第68回企画委員会

(昭和55年5月1日(木)  
日本記者クラブ大会議室)

広瀬委員から訪中報告をきいた後、華国鋒総理の記者会見の運営に

ついて協議した。時間的制約を考慮に入れ、代表質問形式で行うことを了承。会員から質問をつつた後、企画委員会の責任で整理することとした。また、当クラブの会員となっていない外人記者（外務省情文局発行のIDカード所持者）の受入れワタクを二〇名と決めた。

**出席** 藤村委員長。石丸、吉村、加野、広瀬、平田、増山、高野、梅本、鈴木、浅野、田中。

#### 第10回会報委員会

（昭和55年5月7日（水）  
日本記者クラブ小会議室）

4月号会報について反省、意見交換を行った。

5月号会報の割付けを事務局から報告後、6月号会報の編集を協議。クラブ広報のページは、中江会員資格委員長にお願いすることとした。また「出先クラブの声」は同じような意見ばかり出てきた感があるので一応、7月号でくぎりをつけることとし、新しい企画を検討することとした。

**出席** 小林委員長。山崎、栗田、桂の各委員。

ヘスター学長の「お別れ会見」

ジェームズ・ヘスター初代国連大学長が、八月末日付で退任します。左記の要領でお別れの記者会見を行います。取材ご希望の方は国連大学染川広報担当官（四九九）二八一へご連絡ください。

日時 6月27日（金）2時30分～3時30分  
場所 日本記者クラブ小会議室

『ビジョンボックス』へご投稿を！

会員のみなさんの消息欄『ビジョン・ボックス』へのハガキまたは電話でのご投稿をお願いいたします。お

1	剰余金の処分案を採択―通常総会で―
2	日本記者クラブ賞受賞の言葉 正田桂一郎
3	入会基準改革にご提案を 中江利忠
4	こんな旅でした 訪中団長 広瀬一郎
5	第15回通常総会
6	（講演記録） 情報公開を考える 奥平康弘
15	内閣記者会の声
16	（Our Club） 関東U4局会
17	5月の行事から
18	（プロフィール）
20	事務局から

問い合わせならびにご連絡は事務局の長谷川まで。

落丁等はお取りかえします

五月一日時点で新しい会員名簿を作成いたしました。お届けした名簿に落丁等がありましたら、お取りかえいたします。事務局の岡崎までご連絡ください。

寄 贈 書

80年代？ノUSS（くいんりん）の新発想 市橋立彦会員  
インフレーションと国民生活 小野盛四郎会員  
地中海文明の旅 弁田口義郎会員

ゴルフ会7月25日に開催

夏季ゴルフ会は、7月25日（金）、平塚富士見カントリークラブ大磯コースで開催します。スタートは9時30分、会費は2万円です。申込みは事務局または幹事まで。



4月25日/日豪発行者編集者会議ラナルド・マクドナルド氏他出席者一行 28日/ル・ポアン誌社長フィリップ・ラモン氏他 5月2日/タイムス・ジャーナル（マニラ）記者M・A・サルセド氏 5日～9日/国際新聞電気通信評議会総会出席者一行 14日/アジア新聞財団顧問アラン・チョークレー氏 15日/華総理訪日先遣隊一行 22日/華総理訪日中国取材班一行

六月の行事

- 4日（水）午前10時～11時30分 田英夫社民連代表記者会見 記者会見室
- 5日（木）午前10時30分～正午 桜内義雄自民党幹事長記者会見 記者会見室  
午後1時～2時30分 矢野絢也公明党書記長記者会見 記者会見室  
午後3時～4時30分 塚本三郎民社党書記長記者会見 記者会見室  
午後6時30分～8時 試写会『奇跡の人』安田生命ホール
- 6日（金）午前10時～11時30分 多賀谷真穂社会党書記長記者会見 記者会見室  
午後3時～4時30分 山口敏夫新自クラブ幹事長記者会見 記者会見室
- 10日（火）午前10時30分～正午 不破哲三共産党書記局長記者会見 記者会見室

会報委員長 小林淳宏 委員 山崎英祐、桂敬一

栗田格

連絡 長谷川（事務局）五〇三―二七二一